

記入例

様式第3号

※この様式は(裏面)と
両面コピーをして
ご提出願います

ゴム印でも可

指定更新時確認書

仙台市水道局が毎年開催している講習会の
過去5年以内の受講実績を記入
※郵送式も含まれますが、水道局へ受講報告
をしてない場合は未受講扱いになります

氏名又は名称 〇〇水道工事店
住 所 〒〇〇〇 - 〇〇〇〇
〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇 - 〇
代表者氏名 〇〇 〇〇

押印は
不要

1 仙台市水道事業管理 行っている指定給水装置工事事業者研修会の受講実績(過去5年以内)

直近の受講年月日	<u>〇年〇月〇日</u> ・ 未受講
未受講の場合 その理由(非公表)	
受講実績の公表可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可

過去5年にわたり、一度も受講していない場合は、その理由を必ず記入

2 業務内容

営業日、時間	<u>月曜日～土曜日 8時～17時</u> <u>17時以降は要相談</u>	
休業日	<u>日曜日、祝日、GWに連休、年末年始</u>	
対応工事種別	配水管からの分岐 ～ 水道メーター (<input checked="" type="radio"/> 新設 ・ 改造) 水道メーター ～ 宅内給水装置 (<input checked="" type="radio"/> 新設 ・ 改造)	
修繕	漏水修繕対応の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可
	修繕対応時間	<u>月曜日～土曜日 8時～17時</u> <u>17時以降は要相談</u>
	対応工事種別	<u>屋内給水装置の修繕</u> ・ 埋設部の修繕 その他 ()
上記内容の公表可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可	

ホームページ等への掲載可否について確認をするため必ず記入

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

ホームページ等への掲載可否について確認をするため必ず記入

必要に応じて、夜間及び休日等の対応時間についても、記入

記入例

4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条
 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

2 配水管から分岐して給水管を計測するまでの配水管分岐～水道メーターまでの工事を施行する場合、他の異常を生じさせるおそれなく、専らこれに従事させ、又は専らこれに従事させることとする。

工事を施行しない場合はチェック

2の業務内容『対応工事種別』で『配水管分岐～水道メーターまで』を施行しない場合はチェック

※「～工事を施行しない」場合とは？

分岐を含む給水装置工事を申込み（施行）するかどうかということです

分岐工事を他社（宮城県管工業協同組合等）に依頼する場合も「施行する」こととなります。この場合は、チェックマークを記入せず、依頼先を含めた「技能を有する者」を記入します

「配水管からの分岐～水道メーターまで」

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
			保有している資格等	
〇〇 〇〇	○	○	給水装置工事配管技能検定合格者	R3
〇〇 〇〇	○	×	資格を有していなくても、経験を有していれば記入する	R2
宮城県管工業協同組合 〇〇 〇〇	○	○	給水装置工事配管技能者	R4
(株)〇〇〇〇 〇〇 〇〇	○	○	配管技能士(一級)	R2
自社又は他社等へ依頼した分岐工事も含む給水装置工事に主に従事した者の氏名等を記入する		記入対象となる資格は別紙「保有している資格等の記入についての注意事項」をご参照ください		
上記内容の公表可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可			

ホームページ等への掲載可否について確認をするため必ず記入

保有している資格等の記入についての注意事項

4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の 取付・せん孔、給水管の 接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
		保有している資格等		
①		②		

①【技能を有する者の氏名】について

配水管からの分岐から水道メーターまでの作業を実際に行った方について記入願います。なお、分岐(分水)を宮城県管工業協同組合又は他事業者へ依頼した場合は依頼先の方の氏名を記入してください。

②【保有している資格等】について

この項目で記入の対象となる資格は、以下の項目を参考にしてください。

記入の対象となる資格の例

公益財団法人給水工事技術振興団によるもの

- ・給水装置工事配管技能者(平成29年以降一本化)
- ・給水装置工事配管技能検定合格者
- ・給水装置工事配管技能者講習会修了者

※証するものとして、各々修了証書、修了者証、認定者証、認定証、合格者証等があります。

職業能力開発促進法関係によるもの

- ・配管技能士(一級、二級、三級) ※職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士
- ・都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者(職業能力開発促進法第24条の規定による)

記入の対象とはならない資格の例

主任技術者、責任技術者、各施工管理技士、掘削等作業関係資格、各種運転資格等、これらの資格は「給水装置工事を適切に作業できる者」とは異なるもののため、記入しないようお願いいたします。

なお、一級配管技士、二級配管技士、配管技士はすでに廃止されているので記入できません。

※現行資格への移行方法につきましては、給水工事技術者振興財団へ、お問い合わせください。